

平成26年度

# 中 入学の案内



## 広島市立落合中学校

広島市安佐北区真亀二丁目1番1号

電話 (082) 842-6416

FAX (082) 842-9806

# 落合中学校校歌

野地潤家 作詞  
永井主憲 作曲

おのがじ し ちからをつくしま  
なばーんと われらつとめて  
じりつへの みねをめざせば  
やまやまは みどりかがやき  
のほりゆく みちにさちあり  
あおちあい ちゅうがく われらがぼこ う

## 落合中学校校歌

野地潤家

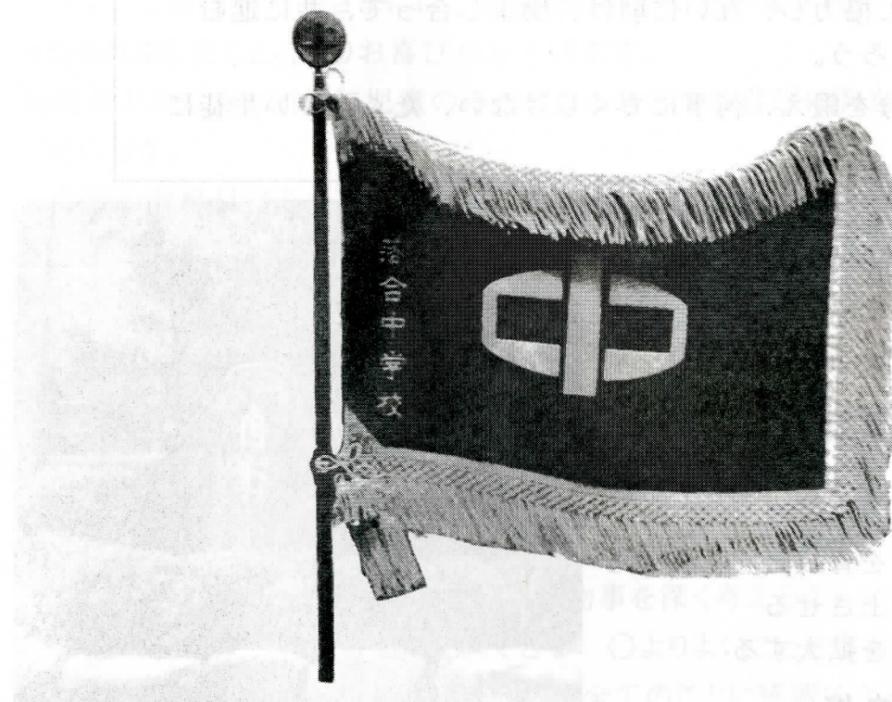
- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p>一、おのがじし<br/>学ばんと<br/>自律への<br/>山々は<br/>登りゆく<br/>あゝ落合中学</p> <p>力を尽くし<br/>われら努めて<br/>峰をめざせば<br/>みどりかがやき<br/>道に幸あり<br/>われらが母校</p> | <p>二、ともどもに<br/>高めんと<br/>友愛の<br/>足もとに<br/>友とゆく<br/>あゝ落合中学</p> <p>個性をのぼし<br/>われらちかいて<br/>学園を築けば<br/>いずみわき出て<br/>道に夢あり<br/>われらが母校</p> | <p>三、若き日は<br/>鍛えんと<br/>鍛練の<br/>吹く風に<br/>求めゆく<br/>あゝ落合中学</p> <p>ふたたびあらし<br/>われらはげみて<br/>汗をしばれば<br/>魂もさわやか<br/>道に栄光あれ<br/>われらが母校</p> |
|--|--|--|

## 目 次

1. 校 章	1
2. 本校の教育方針	2
3. 落合中学校に入学されるみなさんへ	3
4. 中学校の教科・学びのルール	4
5. 一日の学校生活	5
6. 落中メソッド	6
7. 「みそあじ」 in 落合	7. 8
8. 落合中 生徒心得	9 ~ 13
9. 部活動	14
10. 生徒会	15. 16
11. 落合中学校のおもな行事	17
12. 入学式までの日程	18
13. 新1年生物品販売	19
14. P T A 組織図	20
15. 広島市立落合中学校 P T A 規約	21 ~ 24
16. 教室等配置図	25
校内における生徒の携帯電話所持禁止について	26

## 1. 校 章

### 落合中学校 校 旗



#### 〈校章の由来〉

昭和51年4月、落合中学校開校に伴い、校章のデザインを募集。

旧高陽町 金平の山添剛之さんの作品に決定した。

○新設校にふさわしく、古いパターンを越えモダンな形である。

○縦の線は太田川、両側のコ形はそれに連なる山を示す。全体としては「中」を表す。

## 2. 本校の教育方針

### 校訓

**自律** 自ら学び考え、自分をきびしくいましめ、自己の最善をつくす生徒になろう。

**友愛** 友だちと協力し、互いに助け、励まし合って、共に進む生徒になろう。

**鍛練** 常に自分を鍛え、何事にもくじけない、たくましい生徒になろう。

### 1. 教育目標

平和を愛する豊かな心をはぐくみ、自主性・社会性をもち、たくましく生きる生徒の育成を図る。

### 2. 学校経営方針

- (1) 意欲的に学ぼうとする学習集団を育成する
- (2) 人間関係能力を育成し向上させる
- (3) 基礎学力を向上させる
- (4) 地域との交流を拡大する

### 3. 目指す生徒像

- (1) 授業を何より大切にし、自ら学び、確実に力をつける生徒
- (2) 自分や仲間を大切にし、切磋琢磨し、ともに高まる生徒
- (3) 夢や希望を持って、あきらめず最後まで頑張り抜く生徒
- (4) 母校・地域を愛し、落合中学校に入学してよかったと思う生徒

### 4. 取り組みの重点

- (1) 規律ある授業環境を整える：・学びのルール遂行・授業めあての明確化・着ベル
- (2) 活力ある授業を展開していく：・特別支援教育の視点に立つ授業・小グループを活用する授業
- (3) 行事を大切にし、生徒どうしのつながりを大事にする
- (4) 生徒会活動を充実させていく
- (5) 小中連携を深めていく
- (6) 「みそあじ」を生活の基盤の中心に置くとともに、地域に発信していく



## 3. 落合中学校に入学されるみなさんへ

本日、保護者のみなさまにはご多用の中、落合中学校にお越しいただき誠にありがとうございます。

さて、このたびお子さまには、めでたく小学校を卒業され中学校への入学の運びとなりましたこと心よりお喜び申し上げます。

保護者のみなさま同様に児童のみなさまも進学する喜びに胸をふくらませていることと思います。

本校の教職員はもちろんのこと在校生一同みなさんの入学を心待ちにしております。中学校では小学校で学んだことをさらに進んで学習していく「学びの場」であります。中学校3年間でしっかりとした学力を身につけ、身体も心も鍛え社会に貢献できる人になってほしいと思います。そのためには全ての「学び」から逃げない人であってほしいと願っています。

生きていくための力を本校ではこのように考えています。

- 学びから逃げない
- 規則正しく生活できる
- 仲間と協力できる
- 人をおもいやることができる
- 物事を深く考えることができる
- 規則やルールを守ることができる
- よりよいことを実行、選択できる
- 将来を見通した計画ができる
- 全てのことに感謝できる
- 地域に貢献できる
- 当たり前のことを当たり前にする

また、部活動や生徒会活動も力を入れています。ぜひ学習や部活動を両立させ、有意義な中学生を送ることができるよう一人一人が最善を尽くしてほしいと思います。教職員一同、皆さんをしっかり応援していきます。

広島市立落合中学校長 原之園 和弘

## 4. 中学校の教科・学びのルール

平成26年度年間授業時数（予定）

区分	必修教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

※総合的な学習は言語数理運用科（35）を含む。

### 落合中「学びのルール」

0. 開始までに準備をします。
1. 最後まで聴きます。
2. 手はだまってあげます。
3. 「です。」「ます。」で話します。
4. 勝手に席から離れません。
5. 宿題は家でやってきます。

0. 授業が始まってからロッカーに物を取りに行きません。授業に必要な物は、机の上に準備しておきます。
1. 先生や生徒の発言中は、絶対に私語をしません。最後までよく聴いてから、質問します。
3. 教室は「学びの場」です。授業は、正しい言葉づかいに気をつけます。
5. 宿題はほぼ毎日あります。たとえば、国語の漢字練習。毎時間の小テストに備えた練習が宿題です。また、英語の毎日ノート。一日一ページ。書き慣れることが宿題です。また、休日前には「週末課題」が宿題になります。毎日最低でも1時間の家庭学習を定着させます。

※ 教科や担当の先生が変わっても、「学びのルール」は共通です。毎時間、教科担任が評価して、ルールを守って頑張る皆さんを応援しています。

## 5. 一日の学校生活

<b>朝会</b>	・ 8:30～(10分)	8:25分の予鈴までに教室へ入り、カバンをロッカーへ片づけ、着席します。着席で出席となります。全校集会が月2回行われます。25分までに体育館集合です。もちろん無言集合・無言解散。
<b>1校時</b>	・ 8:50～(50分)	
<b>2校時</b>	・ 9:50～(50分)	朝読書・落中メソッド・健康観察・貴重品預け 今日の予定・担任の話 等
<b>3校時</b>	・ 10:50～(50分)	
<b>4校時</b>	・ 11:50～(50分)	授業準備時間は10分間 授業時間は50分。教科ごとに担当の先生が替わります。教科によっては特別教室に移動して学習します。学びのルールを大切にします。
<b>昼食</b>	・ 12:45～(15分)	
<b>休憩</b>	・ 13:00～(25分)	弁当を持参するか、デリバリー給食(牛乳付き)を注文します。箸とお茶は持参です。割り箸は使用しません。残食ゼロに取り組んでいます。
<b>5校時</b>	・ 13:30～(50分)	ボールの貸し出しを保体委員会でを行っています。
<b>6校時</b>	・ 14:30～(50分)	
<b>清掃</b>	・ 15:23～(12分)	生徒も先生も全員が協力して、自分の教室や校舎内外を掃除します。分担を確実にしています。
<b>暮会</b>	・ 15:40～(15分) ・ 15:55終了	
<b>部活動</b>	・ 16:00～	一日の反省、明日の予定確認、落中メソッド、担任からの話などがあります。デイリーノート(生活帳)に時間割りや宿題を記入します。学年ごとに「合同暮会」を行うこともあります。学年の目標や課題はここで共有します。
		放課後は、14の部活動が活発に活動しています。委員会活動・ちょこボラ・補充学習なども行われます。

### 始業前

ゆとりをもって登校しましょう。部活によっては朝練習(7:30登校)をする部活もあります。8:30着席で出欠・遅刻の確認をします。朝の欠席連絡は8:20までに保護者の方から電話連絡をお願いします。

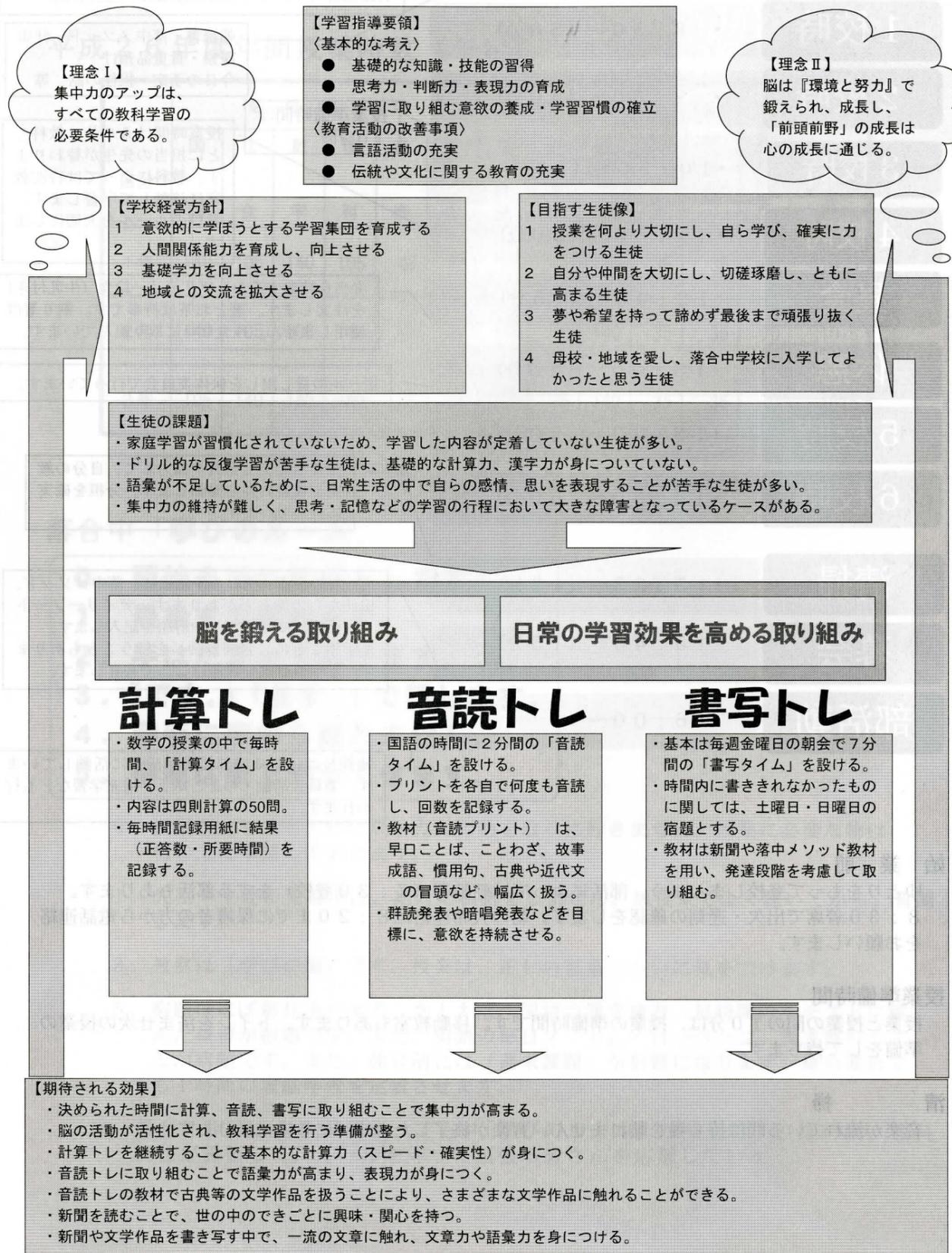
### 授業準備時間

授業と授業の間の10分は、授業の準備時間です。移動教室もあります。トイレを済ませ次の授業の準備をして待ちます。

### 清掃

音楽が流れている間は持ち場を離れません。音楽が終了したらすぐに教室に戻ります。

## 6. 落中メソッド



## 7. 「みそあじ」 in 落合中

7年前から落合中学校区3校（落合中・落合東小・真亀小）では、子どもたちを『9年間で育てる！』という共通理念のもとで取り組みを始めています。「家庭学習週間の取り組み」「スーパーキラキラ大作戦」「サマースタディーサポート」「中学校部活動体験」など、小学生と中学生が一緒に行う行事は、他の中学校にない先進的な取り組みとなっています。



生活面では、生活の合言葉「みそあじ」をかかげて子どもたちを指導しています。

「みだしなみを整える」「**そ**うじをする」「あいさつをする」「**時**間を守る」は、十分身に付いていない子どもたちも多く、落合中学校区の子どもたち全員が身につけてほしい共通の生活課題になっていると考えています。この「みそあじ」は、落ち着いた学校生活を過ごし、学習習慣を身につけ、学力を伸ばす土台となるものです。この土台が、希望する進路の保障を支えます。

保護者の皆様には、このことをご理解いただき、子どもたちが「みそあじの学校」と誇れるよう、ご協力をお願いします。

**み** 自分自身をみつめ、誇りと自覚を持って身だしなみを整えることができるよう指導します。身だしなみについて違反があれば連絡します。ご家庭で責任を持ってご指導ください。著しい違反（染髪や変型の髪型、化粧、ピアス、異装など）は、違反を当たり前にならないためにも直して登校するよう指導します。ご理解ください。

- ★月1会の身だしなみ点検（みそあじ集会）
- ★年1回着こなしセミナーを開催

**そ** 心を磨き奉仕の心を育てます。毎日全教員が清掃につき指導します。ボランティアを推進します。

- ・毎日10分間清掃を行います。
- ・10分間は持ち場を離れません。
- ・掃除終了後、集合・点検・評価を行います。
- ・教室の環境整備は、いつも全員で行います。
- ・ちょこボラに積極的に参加します。

**あ** 「いつでもどこでも挨拶と感謝の言葉が聞こえる落合中」を目指します。

## めざせ！レベル5

レベルアップ	レベル	あいさつのようす	
	5	自分から立ち止まり、相手を見て、笑顔で会釈しながら、大きな声であいさつする。	
	4	自分の方から、会釈しながら、はっきりとあいさつする。	
	3	自分の方から、会釈しながらあいさつする。	
	2	声をかけられてから、相手の方を見てあいさつをかえす。	
1	声をかけられてから、小さな声であいさつをかえす。		

## 授業あいさつレベル5

レベルアップ	レベル	落中スタイル 授業あいさつ	
	5	ベルで開始・終了。着ベル。姿勢の肯定評価。	<b>上級</b>
	4	全体でそろえて1回でクリア。	<b>中級</b>
	3	基本形のあいさつをする。	<b>初級</b>

**じ** 遅刻やベル着の指導をします。遅刻を繰り返したら家庭連絡をします。

**8時25分（予鈴）** までに教室に入り、カバンをロッカーへ入れます。

**8時30分（本鈴）** 着席します。（出欠確認）

### ★「着ベル」

授業開始のチャイムまでに席に着くと、授業がすぐに始められます。

### ★「授業準備時間」

授業と授業の間の10分間は、授業準備時間といいます。授業道具を机の上に出しておきます。

### ★下校時刻

暮会後30分以内には完全下校です。（部活動以外の生徒）

### ★部活動

17時・17時半・18時の3期に分けて設定しています。

## 8. 落合中 生徒心得

— 落合中学校の「生徒心得」をお伝えします  
ご理解の上、ご協力お願いします。 —

落合中学校の生徒として、よい校風と伝統を育てるための努力をします。そして、落合中生徒としての自覚を持ち、節度ある楽しい生活を送りましょう。

### 【学校生活に関する規定】

#### 1 登下校

- (1) 始業5分前までに教室に入室しておきましょう。また、別に定める一般下校、部活動の下校時刻を守りましょう。
- (2) 自転車通学は禁止です。通学は徒歩になります。
- (3) 登下校中、寄り道や買い食いをしてはいけません。また、定時に帰宅する習慣をつけましょう。
- (4) 登校後は、無断で校外に出てはいけません。
- (5) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きのときは、必ず学級担任に届けてください。（直接保護者の方が連絡してください。電話連絡は8:20までをお願いします。事前にわかっている場合は、生徒手帳の届け出欄を用いてもよい）。遅刻した場合は、職員室で『遅刻届』を書いて教室に入ります。

#### 2 学習

- (1) 学習は中学生活の中心です。毎日の授業を大切にしましょう。
- (2) おちついた教室環境を作りましょう（机をそろえる、ゴミを拾う、身だしなみを整えるなど）。
- (3) チャイムで授業を開始しましょう。（10分間の授業準備時間内に次の授業準備を終えます。教室移動は速やかに行い、係の生徒は先生との連絡をすませます）。また、授業に遅れたら、必ずその理由を授業担当の先生に届けましょう。
- (4) 授業開始と終わりのあいさつを大切にしましょう。
- (5) 意欲的に学力を伸ばし、自分や友達のいい面を見つけましょう。
- (6) 小学校で身につけた『学びのルール』を大切にしましょう。

#### 3 礼儀と行動

- (1) 礼儀は人格と敬愛のあらわれです。落合中学校の生徒としての品位をもって、真心のこもった気持ちのいいあいさつをするように心がけましょう。また、言葉遣いに気をつけ、「です」「ます」で話しましょう。
- (2) 校内で来訪者にあつたときは、レベル5のあいさつをしましょう。
- (3) 校舎内で走り回ったり騒音をたてたりすることがないようにしましょう。
- (4) 校長室、保健室、職員室、事務室に入るときは、必ずノックして許可を受けてから入りましょう。
- (5) 無断で特別教室や他の学級、他学年の階に行ってはいけません。
- (6) 学校の物品を借りたいときは、必ず先生に許可を得てください。
- (7) 生徒間での物の交換や、金銭の貸し借りをしてはいけません。
- (8) 校内利用ルールを守りましょう（安全のため、遊び禁止・立入禁止になっているところがあります）。また、危険な行為を絶対にしてはいけません。
- (9) 上記のほかにも、給食や掃除、保健室利用の仕方など学校生活上必要なルールが別に定められているので、ルールに従い、責任ある行動をとりましょう。

#### 4 所持品

- (1) 生徒手帳は、常に身につけておきましょう。
- (2) 所持品には、はっきりと名前を書きましょう。
- (3) 他人のものは無断で使用しないようにしましょう。
- (4) 不用なお金、貴重品は持参しないようにしましょう。  
(お金を持参した場合は朝会時に担任の先生に預かってもらいましょう。)
- (5) 学習に必要なもの以外は、持参しないようにしましょう。
- (6) 荷物はロッカーで管理しましょう。(学校においてよい荷物は指示があります。)
- (7) 携帯電話の持参・使用は禁止しています。(※細かい規定は以下の通りです。)

・原則として持ち込み禁止(登下校も同等の扱い)。  
・許可願について・・・保護者の申告により、やむを得ない理由と判断すれば許可願を提出してもらう。  
(考えられる理由) ・生徒の生命にかかわる内容  
・家庭の事情

#### 5 身だしなみ

- (1) 落合中学校の生徒として誇りをもち、常に清潔感のある身だしなみで過ごしましょう。
- (2) 服装・頭髪等のみだしなみは別に定める規定に従いましょう。
- (3) 特別な服装をするときは、先生に届けて許可を受けましょう。

#### 6 校内美化

- (1) 私たちの学校は、私たちの手で美しくしましょう。
- (2) 校舎内および土足禁止のところは、土足で上がらないようにしましょう。
- (3) 校舎、校具を汚したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- (4) 校内の清掃はみんなで協力しあって、まじめにしましょう。
- (5) 下校の際は、カーテンを開け、机の整とんをし、戸締まりをして帰りましょう。

#### 【校外での生活に関すること】

##### 1 外出

- (1) 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅時間などをはっきり保護者に言って許可を得て出ましょう。
- (2) 危険防止のため次のことがらは、保護者(保護者に変わる責任者)同伴で行ってください。

ナイター、映画鑑賞、コンサート、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、喫茶店、飲食店、キャンプ、サイクリング、登山、花火等危険と思われること、夜間の外出・外泊

- (3) 夜間の外出・外泊はしないこと。  
(保護者同伴以外では日没後外出しない。)

##### 2 交通事故防止について

- (1) 交通ルールとマナーを守りましょう。道路への飛び出し、車の直前直後の横断、車道の歩行など危険な行動をしてはいけません。
- (2) 自転車に乗るときは、特に気をつけましょう。(二人乗りをしない。)
- (3) バイクの無免許運転は絶対にしてはいけません。

##### 3 その他

- (1) 下記の場合は学校に届けてください。  
アルバイト(アルバイトは原則として禁止しています。)

- (2) 違法行為(喫煙、飲酒、シンナー、万引きなど)は絶対にしないこと。
- (3) 携帯電話を使用する場合は、家庭でルールを決めて、正しく使用しましょう。

#### 【みだしなみに関する規定】

落合中学校では次のように定めます。きちんとした容姿で節度ある毎日を送るように心がけましょう。

##### 1 男子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スラックス、長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スラックス
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。ポロシャツの襟はブレザーの下です。

##### 2 女子服装

- (1) 冬服…本校規定のもの。ブレザー、スカート(スカート丈は膝にかかる程度)長袖ポロシャツ、ベスト
- (2) 夏服…本校規定のもの。半袖ポロシャツ、スカート(スカート丈は膝にかかる程度)
- (3) 流行を追わない身だしなみとします。ポロシャツの襟はブレザーの下です。

##### 3 靴、靴下

- (1) 靴は、男女とも白地のひも靴(ひもも白)で、運動に適するもの。ハイカットのシューズやいちじるしく変形したものは禁止です。(授業、体育祭、受験等に使えるもの)
- (2) 靴下は男女とも白のもの。ワンポイントの入っているものは可。
- (3) 流行を追わない。(レースソックス、くるぶしソックスなど)
- (4) 上靴は本校規定のもの。(学年でラインの色が違います)

##### 4 衣替えについて

衣替えは6月、10月とします。ただし、調整期間を設け、その期間内に準備をします。(気候によっては時期がずれる場合がある)

- (1) 調整期間 約1週間～2週間
- (2) 調整期間の服装

男女とも冬服、夏服のどちらでもよい。また、冬服の場合、上着・ベストは着用しなくてもよい。学校指定のポロシャツは、長袖・半袖どちらでもよい。ただし、名札は所定の位置にきちんとつけておきましょう。

##### 5 頭髪のきまり

- (1) 男女とも中学生らしい髪型にします。
- (2) 男子  
① 前髪は自然の状態で見えにくいようにします。(髪が伸びた状態の時)  
② 襟あしは上着のえりにつかないようにします。(髪が伸びた状態の時)  
③ 横は耳がかくれるほど長くしません。  
④ パーマ、脱色、染めるのは禁止です。  
⑤ 額の剃り込み、及び眉毛を剃るのは禁止です。  
⑥ 左右非対称カット・一部を極端に伸ばすか切る・不自然に立てる他不自然なカット等、極端に流行を追った髪型や不自然
- (3) 女子  
① 前髪は自然の状態で見えにくいようにします。  
② 後ろ髪は、襟の下の線より長くなったら結びます。その場合は黒・紺・茶・青のゴムを用い、リボン、ヘアバンドなどは禁止です。  
③ ピンでとめる場合は、かざりのついていないもので、黒・紺・茶・青のものとし、プラスチックのものなどはしてはいけません。  
④ その他、男子の④～⑦に準ずる。

- 然な髪型にしません。
- ⑦ 化粧したり、整髪料をつけたりしませんが、

## 6 その他

- (1) ズボンのベルトは飾りのないもので、黒・紺・茶色のものを着用します。
- (2) 名札は次のようにします。
  - ① つける位置は、男・女とも左胸の位置につけます。
  - ② 名札は学校規定のものを購入します。
- (3) 防寒用としてセーターを着用する場合。
  - ① V首の無地のセーターか、カーディガンをポロシャツのえりが見えるように着用します。
  - ② 色は、黒・紺・茶・グレー・白の5色とします。
  - ③ 標準服からすそが長くはみ出すものは避けます。
  - ④ 上着を脱いで、セーターやカーディガンで活動しません。暑い場合は、セーターやカーディガンを脱いで、上着を着ます。
- (4) ポロシャツの下に着る下着やTシャツ等は、白色を着用します。
- (5) 冬期は、マフラー・手袋を使用してもよいが、校舎内では使用しません。
- (6) ジャンパー、コート類は禁止です。(トレーナーやパーカー類も認めていません。)
- (7) ピアス等の不要な飾りは身につけません。
- (8) 入学式、卒業式等の儀式や体育祭、合唱祭、修学旅行、野外活動、職場体験等の校外での行事や、地域・保護者の方々と関わる場面では、みだしなみ規定に違反があると判断された場合、参加を認めず、特別な指導を行います。

## 【特別な指導（別室振り返り指導）について】

教育上必要な反省指導については、保護者の協力のもと次のような指導を行います。

- (1) 説諭
- (2) 授業反省指導（通常の学校生活の中でおこなう）
- (3) 奉仕活動
- (4) 特別な指導（別室振り返り指導）
- (5) その他特別に必要なと思われる指導

★特別な指導（別室振り返り指導）に関して

### 1 目的について

- (1) 「何がいけなかったのか」を考え、同じ失敗を繰り返さないように自らの行動を振り返り、自省する機会とします。
- (2) 「今後がんばること」等と考え、よりよい学校生活を送ることができるような展望を持つ機会とします。
- (3) 生徒と先生の間関係づくりを重視するとともに、学校と家庭が連携し、以後の生活に活かします。
- (4) 「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、毅然とした指導を行い、謝罪が必要な場合は、事象に対する責任の取り方を学びます。
- (5) 問題行動は生活の乱れが表面に現れた現象であるという認識に立ち、問題行動だけの指導に終わらず、生活全般を立て直すことを目指します。

### 2 以下のような行為や行動に関しては、特別な指導（別室振り返り指導）を行う対象とします。

- ① 飲酒・喫煙（同席・準備行為（所持）を含む）
- ② 暴力行為（生徒間暴力・対教師暴力）
- ③ 建造物・器物破損

- ④ 窃盗・万引
- ⑤ 薬物等乱用
- ⑥ いじめ
- ⑦ カンニング
- ⑧ 授業エスケープ
- ⑨ 授業妨害
- ⑩ 異装（頭髪の違反を含む）等で指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑪ その他、法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

## 3 特別な指導（別室振り返り指導）の方法

### (1) 場所について

別室とし、期間内は、冷静に落ち着いて自省するために他の生徒との交流も避け

### (2) 期間・時間について

期間・時間は問題行動の程度や常習性、本人の状況等を考慮し、協議の上決定し

### (3) 指導内容について

- ① 身だしなみを整える、時間を守る等の基本的な生活規律や学力の補充による学習の基礎・基本を徹底し、生徒自身でどうすればよいかを考え、実行し、継続できる内容を盛り込みます。
- ② 最初の時間に必ず、『振り返りシート』をもとに先生とともに自らの問題行動を振り返ります。
- ③ 保護者にも『振り返りシート』への記述を求め、学校と家庭で協力・連携し、指導を行います。

## 4 事後の指導について

- ① 特別な指導を行った後も1週間程度、『行動記録シート』、『自律日誌』を活用し、学校生活がきちんと送れるようにします。
- ② 指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあることが確認できるまでは、特別な指導を継続します。
- ③ 特別な指導の最終日には保護者に来校していただき、今後の約束を行い、学校長との面接により終了を判断します。
- ④ 事後の生活に反省が見られない場合は、協議を行い、特別な指導にもどります。

## 5 その他

- ① 期間中の部活動の参加は禁止します。(部活動の公式大会への参加等は協議により決定します。)
- ② 期間中にある定期テスト等は別室で受験します。
- ③ 期間中にある学校行事への参加は協議により決定します。
- ④ 必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧める場合もあります。
- ⑤ 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、問題行動を繰り返す場合は、警察や児童相談所などの諸機関と連携をとります。

# 9. 部 活 動

## 1. 平成25年度開設部活動

体 育 系

卓球 バドミントン（女子） バスケットボール（男子） 野球（男子）  
バレーボール（女子） ソフトテニス サッカー（男子）  
ソフトボール（女子） 剣道 陸上

文 化 系

吹奏楽 家庭科 美術

## 2. 部活動の意義

生徒が希望する部に所属し、自主的・実践的な活動ができるよう援助し、ひとりひとりの個性をのばしていく。また、学年・学級の所属を離れ、共通の興味や関心に基づく集団の中で、生徒相互ならびに教師と生徒の協力的な関係、人間的なふれあいを重視する。

## 3. 部活動時間

- (1) 活動時間は、月曜から金曜まで。時間は次のとおりである。  
 A・・・18：00 完全下校  
 B・・・17：30 完全下校  
 C・・・17：00 完全下校  
 ※A～Cの期間については、日没時刻や行事を考慮して別に定める。
- (2) 早朝練習の要望がある場合は、7時30分～8時10分まで行うことができる。
- (3) 部によっては、土曜日や日曜日に活動するところもある。
- (4) 定期試験の一週間前からは、原則として部活動を停止する。
- (5) 大会・試合の一週間前から30分以内の延長ができる。

## 4. 入部について

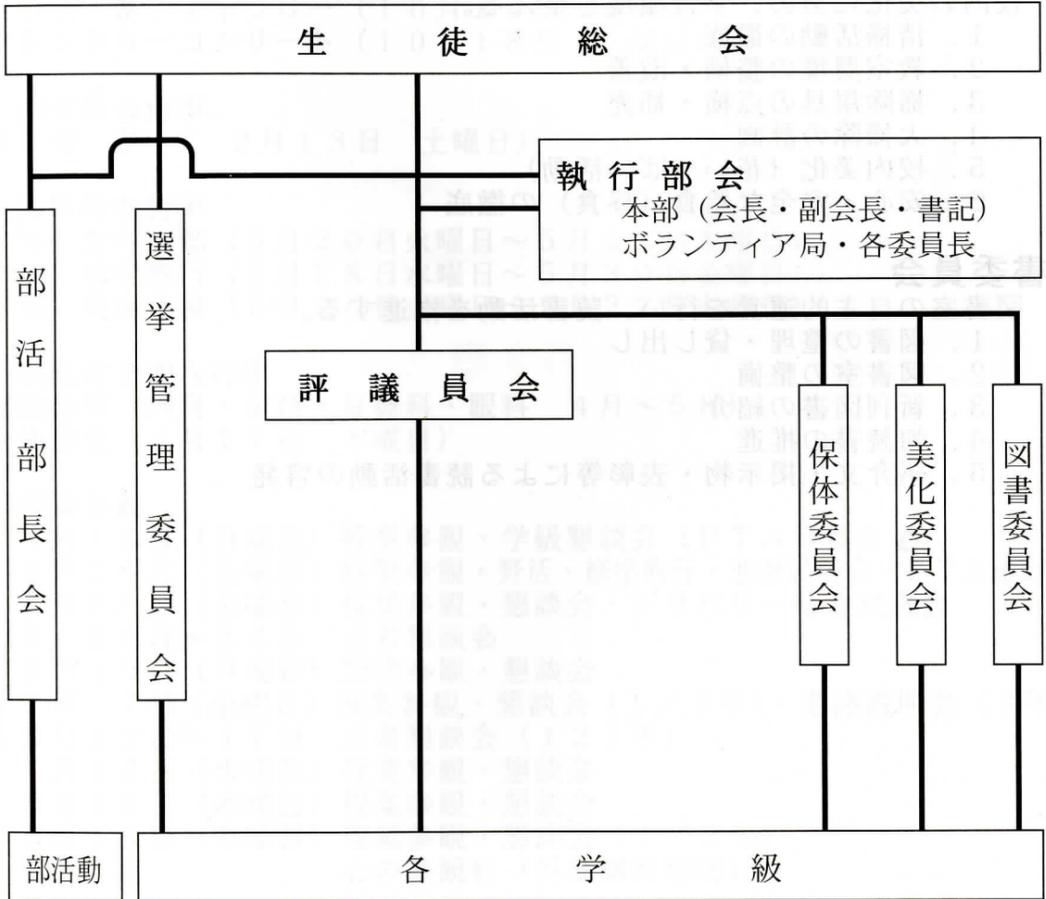
- (1) 1年生は4月初めに見学（体験）期間をもうけ、その後正式入部するものとする。
- (2) 同一部に三年間在籍することが望ましい。ただし、年度途中で特別な理由（身体的理由等）により、変更を申し出た場合、担任・顧問・部活動担当で検討し、変更を認める場合がある。

# 10. 生 徒 会

生徒会とは・・・

生徒会は、生徒全員で組織したもので、学校生活の充実や改善向上を図るための会です。そのために、先生の助言を受け、生徒会の組織を作り、自分たちの代表を選び、その代表に全員が協力することによって自発的・自治的な活動をすすめていきます。

生 徒 会 組 織 図



- 生徒総会・・・生徒会活動について、全校生徒が集まって審議・決定する会。
- 評議員会・・・クラスの代表が集まって審議・決定する会。
- ボランティア局・・・ボランティアの推進（ちょこボラの企画・ボランティアのコーディネート）
- 部長会・・・部の代表（部長）が集まって話し合う会。
- 生徒朝会・・・毎月1回、委員会の報告や学年の交流をする。

## 各専門委員会の活動内容

### 保体委員会

健康で明るい学校生活を送れるような活動を計画する。

1. 日常活動（ボールの貸出・健康観察）
2. 体育的行事の計画・推進
3. 保健行事の補助
4. 傷病者の世話
5. 保健衛生・事故防止に関すること（啓発ポスター・PR）

### 美化委員会

校内の美化に努め、学習環境を整える。

1. 清掃活動の徹底
2. 教室環境の整備・改善
3. 掃除用具の点検・補充
4. 大掃除の計画
5. 校内美化（花いっぱい活動）
6. 安心・安全な給食（昼食）の徹底

### 図書委員会

図書室の自主的運営を行い、読書活動を推進する。

1. 図書の整理・貸し出し
2. 図書室の整備
3. 新刊図書の紹介
4. 朝読書の推進
5. 紹介文・掲示物・表彰等による読書活動の啓発

## 11. 落合中学校のおもな行事予定(平成26年度)

### (1) 儀式

- 始業式（4月8日 火曜日）2/3年生  
入学式（4月9日 水曜日）全学年  
前期終業式（9月30日 火曜日）  
後期始業式（10月1日 水曜日）  
卒業式（3月12日 木曜日）  
修了式（3月25日 水曜日）

### (2) 文化的な行事

- 合唱祭・落中ギャラリー（10月24日 金曜日）  
フレンドリーコンサート（10月18日 土曜日）

### (3) 体育的な行事

- 体育祭（9月13日 土曜日）

### (4) 体験的な行事

- 1年 野外活動（5月20日火曜日～5月22日木曜日）  
2年 修学旅行（5月28日水曜日～5月30日金曜日）  
3年 職場体験（5月20日火曜日～5月22日木曜日）

### (5) 保健安全的な行事

- 健康診断（内科・歯科・耳鼻科・眼科 4月～5月）  
身体測定（4月17日 木曜日）

### (6) 授業参観

- 4月13日（日曜日）授業参観・学級懇談会（PTA役員決定）  
4月26日（土曜日）授業参観・野活・修学旅行・進路説明会・PTA総会  
6月20日（金曜日）授業参観・懇談会・デリバリー給食試食会  
7月22日～24日 三者懇談会  
9月29日（月曜日）授業参観・懇談会  
11月7日（金曜日）授業参観・懇談会（1/2年）・進路説明会（3年）  
12月15日～17日 三者懇談会（123年）  
1月14日（水曜日）授業参観・懇談会  
2月12日（木曜日）授業参観・懇談会  
3月19日（木曜日）授業参観・懇談会（1/2年）  
未定 心の参観日（外部講師招聘）

### (7) 学校へ行こう週間

- 6月20日（金）～学校へ行こう週間  
9月25日（木）～学校公開週間  
10月24日（金）～学校へ行こう週間

## 12. 入学式までの日程

### 入学受付 . . . . . 4月1日(火)

教育委員会より送付されている入学通知書を中学校に持って来てください。入学の手続き、その他を行います。

- (1) 日時 平成26年4月1日(火) 午前9時～10時
- (2) 場所 落合中学校 体育館
- (3) 持参物
  - 入学通知書(裏面の名前のかな書きを必ず漢字に直してください。)
  - 上ばき
  - 下足を入れる袋
- (4) その他
  - 体育館は8時45分に開場します。9時までに整列を完了します。
  - 服装は小学校の基準服です。
  - 不要物は持ってこないこと。(携帯電話は禁止です。)
  - 身だしなみに気をつけること。
  - ※ 駐車場はありません。自家用車はご遠慮ください。

### 入学式 . . . . . 4月9日(水)

- (1) 日時 平成26年4月9日(水) 午前9時～  
(午前8時20分までに保護者同伴で登校してください。)
- (2) 場所 落合中学校 体育館
- (3) 当日の流れ
  - ① 学級編成一覧(8時、校舎東側に掲示します)で、クラスと出席番号を確認して新入生は教室に入ります。
  - ② 保護者の方は、そのまま体育館へご入場ください。
  - ③ 9時から「式次第」によって式を挙ります。
  - ④ 就任者紹介を入学式に続行します。
  - ⑤ クラスごとに教室に入り、学級開き(30分程度)を行います。保護者の皆様も、教室で参観してください。
  - ⑥ 学級開き終了後、新入生は下校します。その後PTAの学級役員選出に入ります。

- ※ 生徒は基準服を着用して登校してください。
- ※ 保護者の方は、上履きと下足入れの袋をご持参ください。
- ※ 今後、体育館行事の時は下足を袋に入れて各自でお持ちください。
- ※ 今後、授業参観等で来校される時は、生徒用の脱靴場に靴箱を設けていますので、そこをご利用ください。
- ※ 駐車場はありません。自家用車はご遠慮ください。

## 13. 新1年生物品販売

- 1. 購入月日 3月28日(金) 16:00～17:30
- 2. 購入場所 落合中学校 技術棟(校門を入り、右に進み、グラウンド側にあります。)
- 3. 生活用品
  - (1) 上ぐつ(男女とも黄色のライン) 2,100円
  - (2) 通学バック(学校指定) 6,500円
  - (3) 基準服(別紙) 振込金受領証と引き換え
  - (4) 体操服(別紙) 申込書記入金額による
- 4. 教科用品
 

(1) ノートセット	700円	
国語ノート	150円	二百字帳 120円
数学ノート	150円	社会ノート 130円
英語ノート	150円	

  - (2) 美術デザインセット 3,100円
  - (3) 音楽アルトリコーダー 1,850円
  - (4) 国語辞典 6万～7万項目程度(教室で個人管理) 2,500円

※ 名札はPTAより記念品として贈呈します。

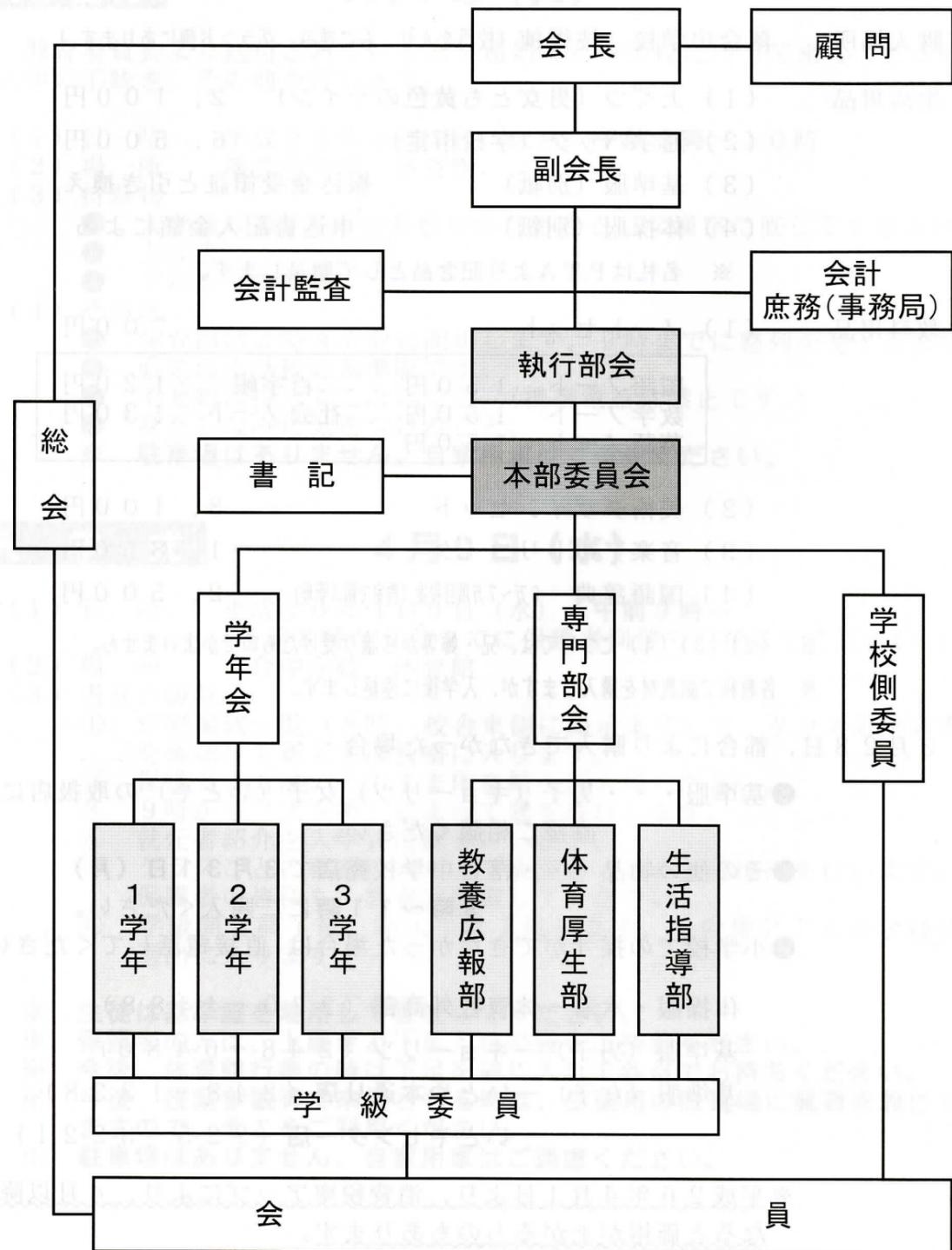
- ※ (2)(3)(4)については、兄・姉等から譲り受けたものでかまいません。
- ※ 各教科で副教材を購入しますが、入学後に連絡します。

- 5. 3月28日、都合により購入できなかった場合 . . .
  - 基準服 . . . 男子(キョーリツ) 女子(いとや)の取扱店に直接ご相談ください。
  - その他の物品 . . . 落合中学校売店で3月31日(月) 9時～11時にご購入ください。
  - 小学校での採寸ができなかった場合は、直接電話してください。

- 体操服・水着 → 体育社外商部 (230-4488)
- 基準服(男子) → キョーリツ (248-0480)
- 基準服(女子) → いとや本通り店 (248-1338)
- いとやセンター店 (225-3221)

※平成26年4月1日より、消費税率アップにより、4月以降になると価格が上がるものもあります。

## 14. P T A 組 織 図



## 15. 広島市立落合中学校PTA規約

### 第1章 総 則

第1条 本会は落合中学校保護者と先生の会(略称落合中学校PTA)と称する。

第2条 本会の事務局を広島市立落合中学校におく。

### 第2章 目 的

第3条 本会は家庭と学校と社会とが一体となり、民主教育の振興、会員の教養の向上ならびに社会教育の改善をはかり、生徒の福祉を増進することを目的とする。

### 第3章 方 針

第4条 本会は政治的宗教的色彩を含まず、教育を本旨とする民主団体として活動する。本会の名においていかなる営利企業を支持することも、いかなる職務の候補者を推薦することも出来ない。

第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会団体と協力する。

第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けてはならない。

第7条 本会は教職員及び教育委員会と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。

第8条 本会は国及び公共団体の適当な教育予算の充実を期するために努力する。

第9条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与・待遇その他に関して直接責任を負うものではない。

### 第4章 事 業

第10条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の教養の向上と社会教育の改善に必要な事業
- (2) 保健衛生の改善充実並びに福祉の増進に必要な事業
- (3) 校外生活充実のための事業
- (4) 教育施設設備の充実に必要な事業
- (5) その他必要な事業

### 第5章 会 員

第11条 本会の会員は学校に在籍する生徒の保護者と校長・教頭・主幹教諭・事務職員等(以下教職員という)とする。会員はすべての平等の権利と義務を有する。

第12条 会員は総会において定められた会費を納める。

## 第6章 役員

第13条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 本部書記 若干名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 専門部・正副部長 6名 ●教養広報部 ●体育厚生部 ●生活指導部
- (6) 学年会(正副代表) 6名
- (7) 学級委員 学級毎に4名 (教養広報部1・体育厚生部1・生活指導部1・学級代表1)
- (8) 学校側委員 6名
- (9) 会計庶務 2名
- (10) 常任顧問 校長
- (11) 顧問 若干名

第14条 役員を選出は次のとおり行う。

- (1) 会長・副会長・会計監査は会員中より総会において選出する
- (2) 専門部の正副部長及び書記は各部委員の中より互選する
- (3) 学校側委員は運営委員とする
- (4) その他の役員は本部委員の推薦により会長がこれを委嘱する

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し一切の会務を処理する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する
- (3) 本部書記は本部委員会に所属し、本会の書記業務を遂行する
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する
- (5) 本部委員は委員会を組織し会長副会長を助けて会務を処理する
- (6) 専門部正副部長及び学年委員会は分担各部の運営にあたる
- (7) 生活指導部委員は生徒校外生活の向上につとめる
- (8) 学年委員・学級委員はそれぞれの学年主任及び学級担任と連絡を密にし、教育の運営充実を図る 学級活動にあたっては、学級委員4名が一致協力して円滑にこれを処理する
- (9) 学校側委員は本部委員会に参加し、教職員との連絡を密にする
- (10) 常任顧問及び顧問は会長の相談に応ずる

第16条 役員の仕事は1年とし留任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 組織

第17条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 執行部会
- (3) 本部委員会
- (4) 専門部会
- (5) 学年会

第18条 総会は最高の決議機関で年1回以上開き、会員の三分の一以上出席し出席者の過半数をもって議決を有効と認める。

臨時に総会を開く場合は、委員会又は会員の三分の二以上の要求によって会長が招集する。

第19条 総会は次のことを行う。

- (1) 役員を選出
- (2) 規約の改廃
- (3) 監査の報告
- (4) 事業経過並びに事業計画の説明及び承認
- (5) 決算並びに予算の審議及び承認
- (6) その他必要な事項

第20条 執行部会は会長・副会長・校長・教頭で構成する。

第21条 執行部会は次のことを行う。

- (1) 総会の準備
- (2) 本部委員会の準備
- (3) その他必要な事項
- (4) 執行部会は毎月1回以上招集することを原則とする

第22条 本部委員会は会長・副会長・専門部正副部長・学年会正副部長・常任顧問・学校側委員・本部書記・会計庶務で構成する。

第23条 委員会は次の権限をもつ。

- (1) 総会決議の運営に関する事
- (2) 総会提出議案の作成に関する事
- (3) 諸規定の作成及び承認
- (4) 学年会並びに専門部会より提出された議案の審議
- (5) 他団体に対し本会を代表する事項に関する事
- (6) その他必要な事項
- (7) 委員会は毎学期1回以上招集することを原則とする

第24条 緊急を要する事項は委員会の協議により臨機に処理し、事後総会の承認を得るものとする。

第25条 本部に専門部として3部及び学年会をおき、会長・委員会の委嘱された事業の執行にあたる。

- (1) 教養広報部  
研修活動に関する事及び学校施設の整備充実に関する事  
広報活動に関する事及び文化行事に関する事
- (2) 体育厚生部  
体育活動の推進と会員の親睦に関する事  
保健衛生の改善充実並びに福利の増進に関する事
- (3) 生活指導部  
校外生活に関する各種地域活動に関する事
- (4) 学年会 学年・学級のPTA活動に関する事

第26条 各専門部の構成は次の通りとする。

- (1) 本部委員は会長の委嘱を受けて各専門部に所属する
- (2) 各専門部に学年側委員1名、会長の委嘱を受けて所属する
- (3) 各専門部に部長・副部長・書記各1名をおく

第27条 学年会は必要に応じて会長または学年委員が会長の承認を経てこれを招集することができる。

**第8章 会 費**

- 第28条 本会の経費は会費・事業費・寄附金及び雑収入により支弁する。
- 第29条 本会の会費は一世帯月額300円とする。
- 第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**付 則**

- 第1条 本会の規約及び付則の改正は総会において出席者の三分の二以上の賛成投票による。
- 第2条 本会の規約及び付則は昭和60年4月1日から実施する。
- 第3条 本会の規約及び付則は平成3年4月1日から実施する。
- 第4条 本会の規約及び付則は平成6年4月23日から実施する。
- 第5条 本会の規約及び付則は平成25年4月27日から実施する。

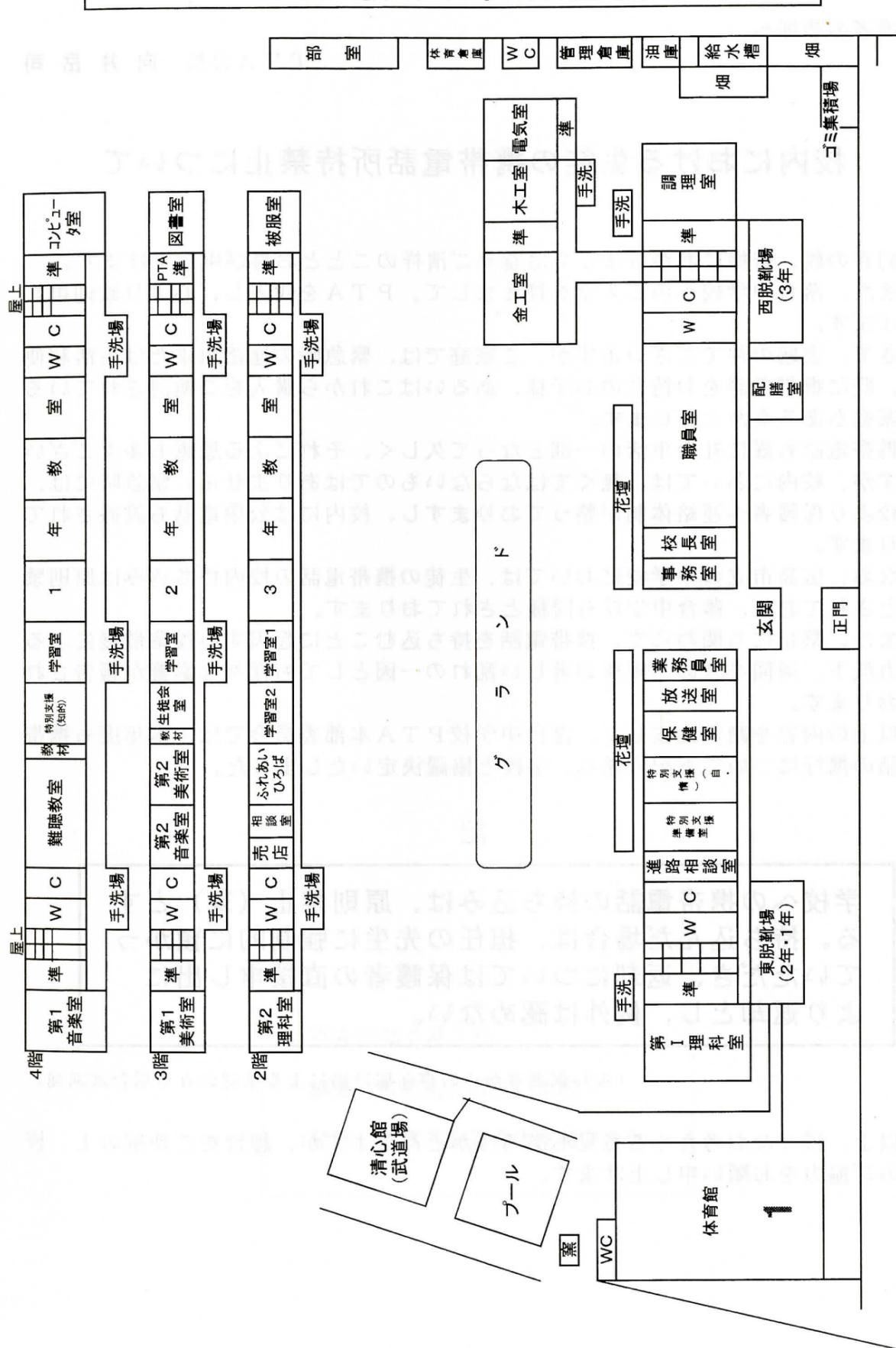
**落合中学校PTA慶弔規定**

- 第1条 本校生徒が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者(会長・当該学級委員1名)が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第2条 生徒の父母またはこれに代わる保護者が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第3条 本校教職員が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第4条 本教職員の父母・配偶者・子供が死亡した場合は香典5,000円と花輪をおくり、会の代表者が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第5条 本校生徒が傷害・疾病のために入院一週間以上、家庭治療三週間以上必要な場合、見舞金3,000円をおくる。
- 第6条 本校保護者がPTA行事において傷害のため入院一週間以上、家庭治療三週間以上休暇を必要とする場合、見舞金3,000円をおくる。
- 第7条 本校職員が結婚又は出産した場合は祝儀として3,000円をおくる。
- 第8条 本校職員が転勤又は退職した場合は餞別(記念品料)として最初の1年は3,000円、2年以上は一律5,000円とする。
- 第9条 役員の離任その他慶弔を表す必要が生じた場合は、本部委員にはかり適切な方法を講ずるものとする。

**付 則**

- 第1条 本規定は昭和54年4月1日から実施する。
- 第2条 本規定は平成6年4月23日から実施する。
- 第3条 本規定は平成7年4月1日から実施する。
- 第4条 本規定は平成12年4月15日から実施する。
- 第5条 本規定は平成16年5月8日から実施する。
- 第6条 本規定は平成24年4月1日から実施する。
- 第7条 本規定は平成25年4月27日から実施する。

**16. 教室等配置図**



保護者の皆様へ

P T A会長 向井岳司

## 校内における生徒の携帯電話所持禁止について

初春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、落合中学校へのご入学を控えまして、P T Aを代表し、心より歓迎申し上げます。

さて、表題の件でございますが、ご家庭では、緊急時の連絡用または生活利便場、既に携帯電話をお持ちのお子様、あるいはこれから購入をご検討されているご家庭もあろうかと存じます。

携帯電話も既に社会生活の一部となって久しく、それによる恩恵も多々ございますが、校内においては、無くてはならないものではありません。緊急時には、学校より保護者へ連絡体制が整っておりますし、校内には公衆電話も設置されております。

なお、広島市立の中学校においては、生徒の携帯電話の校内持ち込みは原則禁止とされており、落合中学校も同様とされております。

また、禁止にも関わらず、携帯電話を持ち込むことに起因する授業散漫による学力低下、周囲を含めた規律の著しい乱れの一因としても様々な影響が報告されております。

以上の内容を踏まえまして、落合中学校P T A本部委員会では、本年度も携帯電話の携行について下記の通り、学校と協議決定いたしました。

### 記

学校への携帯電話の持ち込みは、原則禁止（※）とする。持ち込んだ場合は、担任の先生に強制的に預かっていただき、返却については保護者の直接申し出により返却とし、例外は認めない。

（※）保護者からの事前届け出による承認の有る場合は別途。

以上、様々なお考えやご意見もあろうかと存じますが、趣旨をご理解の上、皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成26年2月1日

編集 広島市立落合中学校

発行 広島市立落合中学校P T A

広島市立落合中学校 年 組

名 前